

議案第16号

新居浜市立障害者支援施設設置及び管理条例の制定について

新居浜市立障害者支援施設設置及び管理条例を次のとおり制定する。

平成24年2月27日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市立障害者支援施設設置及び管理条例

新居浜市立知的障害者更生施設設置及び管理条例（平成6年条例第7号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 知的障害者及び知的障害のある児童（以下「知的障害児」という。）（以下「知的障害者等」という。）を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者等の福祉の増進を図るため、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「自立支援法」という。）第83条第3項の規定に基づき、新居浜市立障害者支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新居浜市立くすのき園	新居浜市萩生1834番地の1

（事業）

第3条 支援施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 自立支援法第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を行う事業
- (2) 自立支援法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を行う事業
- (3) 自立支援法第5条第11項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）を行う事業
- (4) 自立支援法第77条第3項の規定に基づき、知的障害者等の日中における活動の場を確保し、並びにその家族の就労を支援し、及び一時的な休息を確保する事業（宿泊を伴わないものに限る。以下「日中一時支援事業」という。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支援施設の設置目的を達成するために必要な事業（事業の定員）

第4条 支援施設の定員は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

- (1) 生活介護を行う事業 60人
- (2) 短期入所を行う事業 4人
- (3) 施設入所支援を行う事業 60人
- (4) 日中一時支援事業 4人

（利用の基準）

第5条 支援施設を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 生活介護を行う事業 次のいずれかに該当する者
 - ア 知的障害者であって、自立支援法第19条第1項の規定により生活介護に係る介護給付費の支給決定を受けたもの
 - イ 知的障害者であって、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「法」という。）第15条の4の規定により生活介護に係る障害福祉サービスの措置を受けたもの
- (2) 短期入所を行う事業 次のいずれかに該当する者
 - ア 知的障害者又は知的障害児の保護者であって、自立支援法第19条第1項の規定により短期入所に係る介護給付費の支給決定を受けたもの

イ 知的障害者であって、法第15条の4の規定により短期入所に係る障害福祉サービスの措置を受けたもの

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の規定により短期入所に係る障害福祉サービスの措置を受けた知的障害児

(3) 施設入所支援を行う事業 次のいずれかに該当する者

ア 知的障害者であって、自立支援法第19条第1項の規定により施設入所支援に係る介護給付費の支給決定を受けたもの

イ 知的障害者であって、法第16条第1項第2号の規定により施設入所支援に係る障害者支援施設への入所措置を受けたもの

(4) 日中一時支援事業 市内に居住する知的障害者又は知的障害児の保護者であって、市長から日中一時支援事業の利用決定を受けたもの

(利用の手続)

第6条 支援施設の事業を利用しようとする者（前条第1号イ、第2号イ及びウ並びに第3号イに規定する措置（以下「措置」という。）を受けた者（以下「被措置者」という。）を除く。以下「利用申込者」という。）は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 利用申込者は、前項に規定する申込みの際、自立支援法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）又は日中一時支援事業の利用決定を証する書類を提示しなければならない。

3 市長は、第1項の承認（以下「利用の承認」という。）をする場合において、支援施設の管理上必要な条件を付することができる。

4 利用の承認を受けた者のうち、生活介護、短期入所又は施設入所支援を利用するものは、その都度、受給者証を提示しなければならない。

(利用の制限等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、利用の承認をしない。

(1) 第4条各号に掲げる事業を利用する者の数が、それぞれ当該各号に定める定員に達した後、当該事業を利用しようとする者

(2) 団体生活に著しく支障を来すおそれのある者

(3) 感染性疾患を有する者

(4) その他市長が不相当と認める者

2 市長は、支援施設の事業を利用する者（以下「利用者」という。）が前項第2号から第4号までの規定に該当することとなったときは、措置を廃止し、又は利用を中止させ、若しくは利用の承認を取り消すことができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市長はその賠償の責めを負わない。

（使用料）

第8条 利用者（日中一時支援事業の利用者を除き、利用者が被措置者の場合にあつては、利用者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）。以下この項において同じ。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(1) 利用者が被措置者以外の場合 自立支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（同条第4項の規定による支払がある場合にあつては、同条第3項第2号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が同項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額））

(2) 利用者が被措置者の場合 市長が別に定める額

2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（原状回復義務）

第10条 利用者は、支援施設の利用を終了したとき又は第7条第2項の規定により措置を廃止され、若しくは利用を中止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第11条 支援施設の施設、設備、器具等を毀損し、又は滅失した者は、市長の認定す

る額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第12条 支援施設の管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第1種社会福祉事業及び同条第3項に規定する第2種社会福祉事業を經營することができる同法第22条に規定する社会福祉法人とする。

3 第1項の規定により支援施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第6条及び第7条の規定の適用については、日中一時支援事業に係る部分の管理に限り、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第13条 前条第1項及び第2項の規定により指定管理者に支援施設の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に係る業務
- (2) 日中一時支援事業の利用の承認に関する業務
- (3) 支援施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他支援施設の管理に関し市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、適正に支援施設の管理を行わなければならない。

(委任)

第15条 支援施設の管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 支援施設の管理に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 改正後の第8条第1項の規定は、施行日以後の支援施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前の支援施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

障害者自立支援法の施行による経過措置として、従前の例により運営を行ってきた新居浜市立知的障害者更生施設について、当該措置の終了に伴い、同法に規定する障害者支援施設としての設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本案を提出する。